

未熟児養育医療給付を申請される方へ

◆医師が入院を必要と認めた未熟児に対し、指定医療機関において公費による入院養育をすることができます。

1 対象者

名古屋市内に住所のある、出生時体重が原則として 2,000g 以下の未熟児、または生活力が特に薄弱でけいれん等の症状を示す未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めた場合です。

2 公費負担の範囲

医療保険による給付を優先し、残りの自己負担額（入院時食事療養費の標準負担額を含む）に相当する額を公費負担します。

なお、所得に応じて一部自己負担金が生じますが、「3 申請方法」⑤の「委任状」を提出していただくことによって、この一部自己負担金を子ども医療費助成制度の対象として負担しますので、結果的に全額が公費負担となります。

3 申請方法

下記の必要書類をご用意の上、やむをえない場合を除き、原則として治療開始日から 1 か月以内に、お住まいの区の保健センター（保健予防課）にご申請ください。

（退院されてからのご申請はできませんので、ご注意ください!）

- ① 養育医療申請書
- ② 養育医療意見書
- ③ 世帯調書
- ④ 市民税・県民税証明書※
（扶養義務者全員分）
- ⑤ 委任状
- ⑥ お子さんの健康保険証

※基準日（1～6 月申請の場合は前年の 1 月 1 日、7～12 月申請の場合はその年の 1 月 1 日）時点で名古屋市にお住まいで、名古屋市のシステムで市民税額の確認ができる方は省略できます。

また、基準日時点で政令指定都市にお住まいの場合は、税源移譲前の市町村民税額等が記載された証明書を提出してください。

※名古屋市にお住まいで、名古屋市のシステムで生活保護の受給の確認ができる方は省略できます。

4 医療券について

未熟児養育医療給付が承認されると、養育医療券を保護者の方に交付します。（申請されてから交付まで 1 か月～1 か月半ほどかかります）

医療券が交付されましたら、内容をご確認の上、医療機関に提示してください。

5 お問い合わせ先・申請先

お住まいの区の保健センター保健予防課